

令和 2 年 12 月 21 日  
緊急事案対策室

番号	規則	報告期限等
1	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	・該当事象が発生した旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置の10日以内の報告を規定
2	原子力発電工作物に係る電気関係報告規則 (平成二十四年経済産業省令第七十一号)第三条	・48時間以内可能な限り速やかな電話等による速報及び30日以内の報告書提出を規定
3	電気関係報告規則 (昭和四十年通商産業省令第五十四号)第三条	・24時間以内可能な限り速やかな電話等による速報及び30日以内の報告書提出を規定
4	ガス関係報告規則 (平成二十九年経済産業省令第十六号)第四条	・表形式で事象ごと速報及び詳報の要否並びに期限を規定 ・速報については、24時間以内可能な限り速やかに又は大臣の指定する期限を規定 ・詳報については、30日以内又は大臣の指定する期限を規定
5	熱供給事業法施行規則 (昭和四十七年通商産業省令第四百十三号)第二十七条	・表形式で事象ごと速報及び詳報の要否並びに期限を規定 ・速報については、48時間以内可能な限り速やかに又は大臣の指定する期限を規定 ・詳報については、30日以内又は大臣の指定する期限を規定

6	<p>コンビナート等保安規則 (昭和六十一年通商産業省令第八十八号)第五十三条の二</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者が一名以上、重傷者が二名以上若しくは軽傷者が六名以上の人身被害が生じた事故等の重大な事故については速やかな報告及び10日以内の報告を規定</li> <li>・その他の事故については速やかな報告及び1月分を取りまとめて翌月10日までの報告を規定</li> </ul>
7	<p>石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令 (昭和四十七年通商産業省・運輸省・建設省・自治省令第一号)第十条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業用施設の事故については速やかな速報及び30日以内の詳細を規定</li> <li>・その他の事故については48時間以内の速報及び30日以内の詳細を規定</li> </ul>
8	<p>冷凍保安規則 (昭和四十一年通商産業省令第五十一号)第六十八条の二</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者が一名以上、重傷者が二名以上若しくは軽傷者が六名以上の人身被害が生じた事故等の重大な事故については速やかな報告及び10日以内の報告を規定</li> <li>・その他の事故については速やかな報告及び1月分を取りまとめて翌月10日までの報告を規定</li> </ul>
9	<p>一般高圧ガス保安規則 (昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第九十八条の二</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者が一名以上、重傷者が二名以上若しくは軽傷者が六名以上の人身被害が生じた事故等の重大な事故については速やかな報告及び10日以内の報告を規定</li> <li>・その他の事故については速やかな報告及び1月分を取りまとめて翌月10日までの報告を規定</li> </ul>

10	液化石油ガス保安規則 (昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第九十六条の二	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者が一名以上、重傷者が二名以上若しくは軽傷者が六名以上の人身被害が生じた事故等の重大な事故については速やかな報告及び10日以内の報告を規定</li> <li>・その他の事故については速やかな報告及び1月分を取りまとめて翌月10日までの報告を規定</li> </ul>
11	鉄道事故等報告規則 (昭和六十二年運輸省令第八号)第五条から第七条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道運転事故、索道運転事故等については、電話又は口頭による速報及び2週間以内の報告書提出を規定</li> <li>・電気事故については第五条の規定の例による速報及び30日以内の報告を規定</li> </ul>
12	自動車事故報告規則 (昭和二十六年運輸省令第四百号)第三条、第四条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運送事業者等に対する規制</li> <li>・第三条については、30日以内の報告書提出を規定</li> <li>・第四条については、4時間以内においてできる限り速やかな電話等による速報を規定</li> </ul>

参考: 米国原子力規制委員会(NRC)の事例

法令	報告期限等
原子力発電所 10 CFR PART 50.72 10 CFR PART 50.73	● Tech. Spec. に基づく原子炉停止、安全機能の喪失、放射性物質の放出等について、速やかに(事象に応じて1時間以内~8時間以内)NRCに専用のシステム等を用いて報告すること及び60日以内に報告書を提出することを規定
加工施設の例 10 CFR PART 70.50	● 放射性物質による想定外の汚染の発生、安全機能を有する施設の機能喪失、火災や爆発による機能喪失等について、速やかに(事象に応じて4時間~24時間)NRCに電話で報告すること及び当該事象について30日以内に報告書を提出することを規定